

危険！憲法に「緊急事態条項」が創設されると 内閣独裁と大幅な人権制限につながる恐れ

参院選（7月10日投票）が公示されました。平和か、それとも戦争か。この選挙の結果が国の行方を左右します。

自民党は憲法第9条への「自衛隊」「自衛の措置」明記と同時に、憲法に「緊急事態条項」創設を狙っています。

自民党が2018年に発表した緊急事態条項の条文素案を要約すると、①大地震などの大規模災害発生時、国会による法律の制定を待つ時間がない場合、内閣は国民の生命、身体、財産を保護するための政令を制定することができ、②政令制定の際は、国会の承認を求めなければならない③災害により衆議院・参議院選挙の実施が困難である場合、両議院の議員の任期を延長することができる、としています。

ウクライナ侵攻を口実に、改憲勢力から「有事やテロ、感染症も緊急事態の対象とすべきだ」との声が上がっています。自民党は、内閣に権力を集中させ、法律に相当する「緊急政令」の制定権を与えるべきだと主張しています。さらに、緊急事態の際の人権制限を憲法に盛り込むべきだと言いつつ、

立法（国会）・行政（内閣）・司法（裁判所）の三権分立を停止し、内閣に事実上の立法権を認めるなど言語道断です。内閣への権力集中は独裁に直結します。そもそも、何をもちいて緊急事態とするのか、定義されていません。憲法では「公共の福祉」によって人権に一定の制限をかけることが可能です。不要な規定の新設は、大幅な人権制限につながります。

「国会議員の任期延長」は、緊急事態にかこつけた無用の延長や国政選挙の長期間不実施も想定され、国民主権や参政権を奪うものです。

改憲は、平和と民主主義。私たちの営業と暮らしを破壊します。参院選では、コロナ禍や物価高騰から生活を守り、改憲に反対する政党と候補者の選出が求められます。

長岡民商第60回定期総会
日時 7月16日(土)
午前10時00分～11時30分(予定)
※総会後の懇親会はありません。

会場 さいわいプラザ3階305室
右記の日時・会場にて長岡民商第60回定期総会を開催します。

総会の目的は、この一年の活動を振り返るとともに、新年度の活動の重点と方針を決め、方針実践の先頭に立つ役員を選出することです。総会に向け、可能な限り各支部で集まりを開いてください。
参加を希望される方は役員、または事務局までご連絡ください。

第67回新潟県母親大会

先日折込チラシでお知らせした通り、第67回新潟県母親大会が左記のように開催されます。これに当たり、長岡母連は長岡会場間の往復バスをチャーターしました。バス利用（先着順）を含め、大会への参加を希望される方は8月10日(水)までにご連絡ください。
日時 8月28日(日) 午後1時～3時30分
会場 上越市ユートピアくびき希望館
記念講演 長谷川義史さん(絵本作家)
「平和つてすてきだな」



上半期分 源泉所得税相談会

源泉所得税を上半期分まとめて納める事業所を対象に、左記のように相談会を行います。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご予約のうえお越しください。
日時 7月4日(月)・5日(火)
午前10時より午後4時まで(予約制)

会場 長岡民商事務所・会議室
必要なもの 筆記用具・電卓・貸金台帳等、源泉徴収に関する資料一式